

大阪府条例第百二十九号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

附則の次に次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府原子炉問題審議会	京都大学研究用原子炉の平和利用、放射線障害の防止、原子力損害に係る紛争の解決の促進等住民の福祉についての重要事項の調査審議及び調停に関する事務
大阪府消防広域化推進審議会	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十三条第一項に規定する推進計画その他の市町村の消防の広域化の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府青少年健全育成審議会	大阪府青少年健全育成条例(昭和五十九年大阪府条例第四号)第四十二条第一項各号に掲げる事項についての調査審議並びに地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の規定による青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務

〽 一部 省略 〽

大阪府母子保健運営協議会	母子保健に関する事業の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府池田保健所運営協議会	大阪府保健所条例(昭和二十六年大阪府条例第三十三号)第一条第二項に規定する大阪府池田保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府吹田保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府吹田保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務

以下 省略